

平成25年度
「国際共同研究人材育成推進・支援事業」委託事業応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）では、「国際共同研究人材育成推進・支援事業」について、平成25年度の委託事業を実施するに当たり、当該委託事業を受託する企業・研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業に取り組むことを希望する企業・機関等は、この応募要領を熟読し、本事業について十分理解するようにお願いします。また、応募に当たっては、本応募要領に従って提案書を作成し、必要な書類を全て整えて、締切り期日までに事務局まで提出してください。

事務局では、提出していただいた応募書類等をチェックした上で外部有識者を含む審査委員による書類選考を実施し、その中から選ばれた提案について、企画提案会での選考を実施することを予定しております。

なお、本公募は、平成25年度予算政府案に基づき行っているため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おきください。

第1 事業名

平成25年度「国際共同研究人材育成推進・支援事業」

第2 事業の目的

食料・水・環境等に係る地球規模問題の顕在化など、我が国における国際農業研究の枠組みの変化を踏まえ、今後の国際農業研究に係る施策の適切な推進に資するため、「国際農業研究の推進方針」（平成15年9月16日農林水産技術会議決定。以下「推進方針」という。）を決定しました。

その後、国際研究を取り巻く近年の動向を整理した上で「国際研究戦略」（平成20年5月20日農林水産技術会議決定）を作成し、今後、重点的に取り組むべき研究課題と国際研究推進のために講ずべき方策を提示いたしました。

このような中、推進方針及び国際研究戦略等に従い、国際農業研究協議グループ（The Consultative Group on International Agricultural Research。以下「CGIAR」という。）等と連携し、我が国にとっての重要分野について、優秀な若手研究者を対象として、国際農業研究機関等海外の研究機関での研究・交流機会を提供することにより、国際共同研究を我が国がより主体的・効率的に実施するための国際的な視野を持った人材育成を推進することとします。

第3 概要

1 委託内容

将来の国際研究交流や海外との共同研究を遂行するための能力を備えた研究者を育成するため、我が国の若手研究者を原則2か月程度の短期又は6か月以上の長期の間、国際農業研究機関等に派遣します。

(1) 短期派遣の実施

- Ⅲ 応募する分野の研究に知見を有すること。
- Ⅳ 同一内容で他の奨学金、派遣旅費等の資金の交付を受けていないこと。
- Ⅴ 以下の英語検定資格のいずれかを有すること。
〔英検 2 級以上、TOEIC600 点以上、TOEFL500 点以上(iBT による場合)には 61 点以上)又は CASEC650 点以上〕

ウ 派遣期間

派遣期間は原則として 2 か月程度とします。ただし、受入研究機関の判断や研究内容等により更に期間が必要と認められる場合は、事務局と協議の上、その派遣期間を最長 4 か月に延長することができます。

(2) 長期派遣 (継続派遣者のみ)

継続派遣者は、以下の 2 名を予定しています。

	派遣国名	派遣機関	平成 25 年度派遣期間
氏名略	インドネシア	Center for International Forestry Research (CIFOR)	9 ヶ月程度
氏名略	モーリタニア	Centre National de Lutte Antiacridienne (CNLA)	9 ヶ月程度

なお、上記 2 名は、平成 24 年度本事業応募要領に記載した下記の条件を満たした者です。

<平成 24 年度本事業応募要領 抜粋>

- ア 対象分野：我が国の国際研究戦略上、重要な分野であること。
- イ 応募資格：以下の条件を満たす者であること。
 - Ⅰ 日本国籍を有し、満 40 歳以下であること。
 - Ⅱ 農林水産分野又は自然科学分野の博士学位を有すること。
 - Ⅲ 対象分野の研究について、十分な知見や経験を有すること。
 - Ⅳ 対象分野の研究について、受入機関と十分に事前交渉等がなされており、受入れ体制の確認が出来ていること。
 - Ⅴ 次の事項のいずれかに該当すること。
 - 1) 派遣期間終了後、大学や研究機関等において、我が国の国際競争力の強化や国際的課題につながる研究活動等行う意志を有すること。
 - 2) 派遣期間終了後、国際機関職員等として国際貢献に資する活動を行う意志を有すること。
 - 3) 派遣期間終了後、その他の機関において、上記 1)、2) に類する活動を行う意志を有すること。
 - Ⅵ 同一内容で他の奨学金、派遣旅費等の資金の交付を受けていないこと。
 - Ⅶ 審査委員会が十分と認める英語力を有すること。
〔参考として、英検準 1 級以上、TOEIC700 点以上、TOEFL550 点以上〕
(iBT による場合には 79 点以上程度)。

ウ 派遣期間

派遣期間は、9 か月程度を予定しています。原則として、受託者は、継続派遣の準備が整い次第派遣を再開させ、平成 26 年 3 月上旬までに帰国させることとします。ただし、審査委員会の判断により、派遣期間を短縮又は延長され

4 日本国内に拠点を有すること。

第7 応募について

1 企画競争参加表明書の作成

企画競争参加表明書（別紙様式）を作成し、以下の（1）から（5）までの添付書類と併せて、平成25年5月2日（木）〔必着〕までに郵送又は持参により御提出ください。なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

- （1）業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）
- （2）民間企業にあっては、営業経歴書及び直近の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- （3）民間企業以外の者にあっては、定款又は寄付行為及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）
- （4）3に規定する企画提案書
- （5）4に規定するその他の提出書類

2 提出部数

- | | |
|-----------------|-------|
| （1）1の（1）から（3）まで | 各1部ずつ |
| （2）1の（4） | 10部 |
| （3）1の（5） | 2部 |

3 企画提案書の内容

企画提案書（以下「提案書」という。）の作成に当たっては、事業の目的及び概要を踏まえた上で下記の事項を必ず記載してください。

なお、本事業に係る前年度以前の委託事業実績報告書等を参考資料として閲覧が可能です。

- （1）事業計画
事業全体のスケジュールを記載すること。
- （2）審査委員会の構成
事業実施に当たり、予定している審査委員の構成を記載すること。
- （3）公募の計画（手法、公募先等）
- （4）本事業の円滑な遂行に必要な経験・ノウハウ等
- （5）総額についての見積書及び実施体制
 - ① 見積書（積算内訳も記載すること。）
 - ② 実施体制
- （6）プレゼンテーション資料
作成は任意ですが、別途作成する場合には、パワーポイントで作成の上、CD-ROM等により提出すること。

※ 提案書の内容について、応募者に対し、ヒアリングを求める場合があります。詳細については申請者に別途御連絡いたします。

4 その他の提出書類

- （1）過去に類似事業実施の実績があれば、これに関する資料（様式自由）
- （2）その他参考となる資料

にはお答えできません。

第10 委託契約の締結及び委託費の対象となる経費

1 委託契約の締結

第8により選定された者とは、平成25年度政府予算成立後、委託契約を締結いたします。なお、選定された者には、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

2 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

(1) 直接経費：事業の遂行及び事業成果の取りまとめに直接必要とする経費

① 人件費

本委託事業に直接従事する事業実施責任者等の人件費。

ただし、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む）については、常勤職員の人件費は計上できません。

② 諸謝金

委員会等の外部委員に対する出席謝金等

③ 旅費

国内又は外国への派遣に要する経費

④ 試験研究費

・ 消耗品費

機械・備品費に該当しない物品

・ 印刷製本費

報告書、資料等の印刷、製本に係る経費

・ 借料及び損料

物品等の借料及び損料

・ 光熱水料

研究施設等の電気、ガス、水道料

・ 会議費

委員会等の開催に係る会議費

・ 雑役務費

物品の加工・試作、単純な分析等の外注費等

・ 機械・備品費

機械・備品費については本事業では原則として認めないこととしており、機材等の導入が必要な場合は、リースによる対応をご検討ください。

事業実施上、やむを得ず機械・備品の導入が必要な場合については、予定委託先として選定された後に、導入時期も含めて本事業の担当者まで別途御相談ください。御相談に際しては、資料の作成・提出をお願いすることがありますので、あらかじめ御承知おき願います。参考までに、事務局の委託研究事業では、機械・備品費に関しては次のようになります。

2 研究成果の取扱い等

研究成果の取扱い等について、受託者は派遣者に対して派遣前に実施する国内研修において、新聞、図書、雑誌論文等による研究成果の発表に際しては、研究者個人による発表の場合であっても、事前にその概要を事務局に連絡すること及び発表する場合は本委託事業による成果であることを明記することを説明していただく必要があります。また、派遣者が公表する資料については、受託者が原則としてその都度、事前に把握し、事務局に報告していただきます。

受託者は、派遣者が本事業により知的財産権を得ることが見込まれる場合の帰属について、あらかじめ事務局と協議の上、定めることとします。

第12 研究費の不正使用

受託者は、派遣者が研究費を不正使用しないよう、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）等の関連の規定を参考にして、研究費の管理監視体制を整備していただく必要があります。当該体制については必要に応じて第10の3に基づく指導を行う場合があります。また、研究費の不正使用が明らかになった場合は、速やかに事務局に報告してください。この場合、派遣の中止等について対応していただきます。

なお、不正使用に係る研究費について、受託者に対して一部又は全額の返還を請求することになりますので、御承知おき下さい。

(※農林水産省の上記ガイドラインについては、

http://www.s.affrc.go.jp/doc/project/2013/pdf/5_kanrikansa_guideline.pdf を御覧ください。)

第13 虚偽の申請、報告等に対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。また、一定期間、本委託事業への参画を認めないこととします。

なお、上記については、当該不正行為等の概要を公表するとともに他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

第14 研究活動上の不正行為防止のための対応

受託者は、派遣者の研究活動上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を参考に、適切な体制を整備していただく必要があります。また、派遣者の研究上の不正行為が明らかになった場合は、速やかに事務局に報告し、派遣の中止等について対応していただ

(別紙様式)

平成 年 月 日

農林水産省農林水産技術会議事務局
国際研究課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

企 画 競 争 参 加 表 明 書

平成25年度「国際共同研究人材育成推進・支援事業」の企画競争に参加することを
表明します。

なお、提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担当者)

所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-Mail アドレス